

佐賀県告示第三百十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成二十四年十一月二十七日

佐賀県知事 古川 康

所在地	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の区域
伊万里市波多	井野尾第二（二〇五・一四二・三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
津井野尾	井野尾第一（二〇五・一四三・三）		
伊万里市波多	中山三（二〇五・四三七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山			
伊万里市波多	津主第一（二〇五・一五四・三）		
津町津留主屋		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
伊万里市波多	弁賀（二〇五・一三六・二） 辻五（二〇五・四五二）		
津町辻	柳谷川一（二〇五・〇四八）	土石流	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び伊万里土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）